

幼児教育・保育の無償化について（2号・3号認定）

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、「3歳児クラス以上」と「0から2歳児クラスの市民税非課税世帯」のお子様を対象に、利用者負担額（以下保育料）が0円となりました。

また、3歳児クラス以上のお子様につきましては、給食費（「主食費（ごはん等）」と「副食費（おかず・おやつ等）」の合計）のうち、これまで保育料の一部としてお支払いいただいていた副食費が実費徴収となりました。

幼児教育・保育の無償化の詳細について、以下の内容をご確認ください。

記

1 幼児教育・保育の無償化の対象者

- ・ 3～5歳児クラス：すべてのお子様
- ・ 0～2歳児クラス：市民税非課税世帯のお子様
 - ※1 市民税課税世帯の場合、年度途中で3歳に達しても、当該年度内は対象となりません。
 - ※2 市民税額にかかわらず、保育所・幼稚園等に在園している年齢の高いきょうだい等から数えて、第2子は半額、第3子以降は無料です。

2 無償となる費用

- ・ 保育料（※無償化のための手続きは不要です。）

3 無償とはならない費用

- ・ 延長保育の利用料
- ・ 実費として徴収されている費用（通園送迎費、給食費、行事費、教育活動費など）

4 3歳児クラス以上の給食費の徴収について

給食費については、幼児教育・保育の無償化後も引き続きお支払いが必要です。

（0から2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれますので、別途お支払いは不要です。）

① 給食費の内訳について

- ・ 主食費（ごはん等）
無償化後も引き続き、お支払いが必要です。
- ・ 副食費（おかず・おやつ等）
無償化前までは保育料に含まれていましたが、無償化後は別途、お支払いが必要となります。

（裏面に続きます。）

② 給食費の金額について

- ・公立保育所

主食費：1,000円（月額） 副食費：4,500円（月額）

- ・私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所

施設によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

③ 副食費の徴収免除について

- ・次の世帯等は副食費のお支払いが免除されます。

※副食費の徴収が免除されている場合は、「子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等決定通知書」の「3歳以上児給食費負担の内訳」欄に「主食費のみ」と表示されています。

- ・世帯の市民税所得割合計額が57,700円未満の場合
- ・ひとり親世帯等で市民税所得割合計額が77,101円未満の場合
- ・市民税額にかかわらず、保育所・幼稚園等に在園している年齢の高いきょうだい等から数えて、第3子以降の場合

④ 給食費のお支払いについて

- ・公立保育所

口座振替または納付書でお支払いください。

（すでに口座振替の登録をいただいている方は、新たな申込は不要です。）

- ・私立保育所、認定こども園、地域型保育事業所

各施設に直接、各施設が定める納付方法にてお支払いください。

5 「0～2歳児クラスの保育料の決定」及び「副食費の徴収免除の算定」について

- ・令和4年4月～令和4年8月分について

令和2年1月1日～令和2年12月31日までの所得による、
『令和3年度の市民税額』に基づき、決定します。

- ・令和4年9月～令和5年3月分について

令和3年1月1日～令和3年12月31日までの所得による、
『令和4年度の市民税額』に基づき、決定します。

このため、「8月以前」と「9月以降」では保育料および副食費が異なる場合があります。

6 世帯構成や市民税額に変更があった場合

保育料・副食費が変更になることがありますので、至急、保育入所課にご連絡ください。

ご連絡がない場合、保育料・副食費を変更できないことがあります。

また、ご連絡をいただいた場合であっても、前年度以前の保育料・副食費の変更はできません。

詳細については「令和4年度の利用者負担額（保育料）について」をご確認ください。

以上

＜保育料等に関するお問合せ先＞

西宮市 保育入所課

（電話）0798-35-3160